

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案新旧対照条文

目次

○ 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）（第一条関係）	1
○ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）（第二条関係）	8
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第五百五十五号）（第三条関係）	13
○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）（第四条関係）	18
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第四条関係）	25

改 正 案

現 行

（住居地届出日の在留カードへの記載等）
第三条 市町村の長は、法第十九条の七第二項（法第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定により在留カードに住居地の記載をする場合には、併せて、当該在留カードを提出してした届出の年月日を記載し、及び電磁的方式により記録するものとする。

（特定在留カードの交付等）

第三条の二 法第十九条の十五の二第三項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第十九条の十五の二第二項の規定による申請の日において法第十九条の四第三項の法務省令で定める年齢に満たない中長期在留者（特定在留カード及び個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けたことがない者に限る。）
- 二 前号に掲げる者のほか、特定在留カードの交付を速やかに受ける必要がある者として法務省令で定めるもの
- 2 出入国在留管理庁長官は、法第十九条の十五の二第四項の規定により特定在留カードを作成する場合には、当該特定在留カードについて、番号利用法第十八条の五の規定に定める手続により個人番号カードとしての機能を付加するための措置を受けるものとする。
- 3 住所都市町村長は、法第十九条の十五の二第六項の規定により特定在留カードを交付する場合には、当該特定在留カードにその交付年月日を電磁的方式により記録するものとする。

（住居地届出日の在留カードへの記載）
第三条 市町村の長は、法第十九条の七第二項（法第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定により在留カードに住居地の記載をする場合には、併せて、当該在留カードを提出してした届出の年月日を記載するものとする。

（新設）

4 住所地市町村長は、法第十九条の十五の二第六項の規定により特定在留カードを交付したときは、その旨、交付年月日及び当該特定在留カードの番号を出入国在留管理庁長官に通知するものとする。

5 前項の規定による通知は、出入国在留管理庁長官が住所地市町村長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて出入国在留管理庁長官の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の法務省令で定める方法により行うものとする。

6 法第十九条の十五の二第七項の規定による特定在留カードの送付は、同条第三項の規定による申出をした者が確実に受領することができるとして法務省令で定める方法により行うものとする。

（特定在留カードの交付に係る手数料の額）

第三条の三 法第十九条の十五の二第十二項の規定により納付しななければならない手数料の額は、千九百円（同条第七項の規定により特定在留カードの交付を受ける場合にあつては、二千六百円）とする。

2 法第十九条の十五の二第十二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定在留カードの交付を受けた中長期在留者が、法第十九条の十五の二第一項（第一号に係る部分（法第十九条の十第一項の規定による届出又は法第十九条の十一第一項の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請又は法第十九条の十五の二第二項（法第十九条の九第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる同条第三項の届出に係る部分に限る。）の規定による申請若しくは当該申請に併せてされた法第十九条の十五の二第三項の規定による申出に基づき同条第五項から第七項までの規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

二 特定在留カードの交付を受けた中長期在留者が、天災その他

（新設）

自己の責めに帰することができない事由により当該特定在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は法第十九条の四第五項の規定による記録が毀損した場合において、法第十九条の十五の二第一項（第一号に係る部分（法第十九条の十三第一項前段又は第三項の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請に基づき法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

三 特定在留カードの交付を受けた中長期在留者であつて、天災その他自己の責めに帰することができない事由により当該特定在留カードの所持を失つたものが、法第十九条の十二第一項の規定による申請に基づき同条第二項において準用する法第十九条の十第二項の規定により在留カードの交付を受けた場合において、法第十九条の十五の二第一項（第一号に係る部分（法第十九条の十三第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請（当該在留カードの交付の日において行ふものに限る。）に基づき法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

四 特定在留カードの交付を受けた中長期在留者であつて、法第十九条の十五の二第一項（第一号に係る部分（法第十九条の十三第一項又は第三項の規定による申請に係る部分に限る。）を除く。）の申請を行ったものが、法第十九条の十五の二第八項の規定により特定在留カードを交付されず、当該申請に係る同条第一項第一号又は第二号に掲げる届出又は申請に係る在留カードの交付を受けた場合において、同項（第一号に係る部分（法第十九条の十三第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請（当該在留カードの交付の日において行ふものに限る。）に基づき法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

五 特定在留カードの交付を受けた中長期在留者であつて、法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（法第二十六条の二第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。）が、出国し、当該特定在留カードに

ついで、番号利用法第十八条の五第九項の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十項の規定により個人番号カードの効力が失われた場合（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。次号において「番号利用法施行令」という。）第十四条第一号に該当する場合に限る。）において、当該中長期在留者が、再入国の許可の有効期間内に再入国をした後に、法第十九条の十五の二第二項（第一号に係る部分（法第十九条の十三第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請に基づき法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

六 特定在留カードの交付を受けた中長期在留者が、当該特定在留カードについて、番号利用法第十八条の五第九項の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十項の規定により個人番号カードの効力が失われた場合（番号利用法施行令第十四条第五号又は第六号に該当する場合に限る。）において、法第十九条の十五の二第二項（第一号に係る部分（法第十九条の十三第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請に基づき法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

七 特定在留カードの交付を受けた中長期在留者が、当該特定在留カードに法第十九条の四第一項各号に掲げる事項を記載すべき余白がなくなつた場合において、法第十九条の十五の二第二項（第一号に係る部分（法第十九条の十三第一項又は第三項の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請に基づき法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

（法第六十一条の七の二の政令で定める事由等）
第二十四条（略）

（法第六十一条の七の二の政令で定める事由等）
第二十四条（略）

2 市町村の長は、法第六十一条の七の二の規定により、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に係る住民票について、その記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）をしたことを出入国在留管理庁長官に通知するときは、当該外国人住民に係る第一号から第四号までに掲げる事項及び当該記載等に係る第五号から第八号までに掲げる事項を通知するものとする。

一（略）

二 外国人住民が中長期在留者、特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下同じ。）、一時庇護許可者（法第十八条の二第一項の許可を受けた者をいう。附則第七条第二号イにおいて同じ。）、仮滞在許可者（法第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者をいう。同号ロにおいて同じ。）又は経過滞滞在者（国内において出生した日本の国籍を有しない者又は日本の国籍を失った者であつて、法第二十二条の二第一項の規定により在留することができるものをいう。同号イにおいて同じ。）のいずれであるかの別

三（略）

3（略）

（在留資格の変更の許可等に係る手数料の額）

第二十五条 法第六十七条から第六十八条までの規定により納付しなればならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可又は交付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一（略）

九 在留カードの交付 千九百円

十（略）

2 前項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、住民基本台帳に記録されている中長期在留者（特定在留カードの交付を受けた者を除く。）が、法第十九条の十五の二第一

2 市町村の長は、法第六十一条の七の二の規定により、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に係る住民票について、その記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）をしたことを出入国在留管理庁長官に通知するときは、当該外国人住民に係る第一号から第四号までに掲げる事項及び当該記載等に係る第五号から第八号までに掲げる事項を通知するものとする。

一（略）

二 外国人住民が中長期在留者、特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下同じ。）、一時庇護許可者（法第十八条の二第一項の許可を受けた者をいう。）、仮滞在許可者（法第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者をいう。）又は経過滞滞在者（国内において出生した日本の国籍を有しない者又は日本の国籍を失った者であつて、法第二十二条の二第一項の規定により在留することができるものをいう。）のいずれであるかの別

三（略）

3（略）

（在留資格の変更の許可等に係る手数料の額）

第二十五条 法第六十七条から第六十八条までの規定により納付しなればならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可又は交付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一（略）

九 在留カードの交付 千六百円

十（略）

（新設）

項（第二号に係る部分（法第二十二條第一項の規定による申請に係る部分を除く。）に限る。）の規定による申請を行った場合には、当該申請に係る法第十九條の十五の二第一項第二号に掲げる申請（法第二十二條第一項の規定による申請を除く。）に係る前項第一号又は第二号に掲げる許可に係る手数料の額は、当該各号に定める額に第三條の三第一項に定める額を加えた額とする。

（事務の区分）

第二十七條 第三條並びに第三條の二第三項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

（特定在留カードの交付に係る手数料に係る特例）

第七條 法第十九條の十五の二第十二項の政令で定める場合は、当分の間、第三條の三第二項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 法第十九條の六又は第十九條の八第一項に規定する中長期在留者が、法第十九條の十五の二第二項（法第十九條の九第三項の規定により同條第一項の規定による届出とみなされる同條第三項の届出に係る部分を除く。）の規定による申請又は当該申請に併せてされた法第十九條の十五の二第三項の規定による申出に基づき同條第六項又は第七項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

二 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める許可を受けて新たに中長期在留者になつた者（住民基本台帳に記録されている者に限る。）が、法第十九條の十五の二第一項（第一号に係る部分（法第十九條の十三第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請（当該許可に係る在留カードの交付の日において行うものに限る。）に基づき法第十九條の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

（事務の区分）
第二十七條 第三條の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（新設）

イ 経過滞在者又は一時庇護許可者 法第二十二條の二第三項
（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）におい
て準用する法第二十條第三項本文又は法第二十二條の二第四
項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）にお
いて準用する法第二十二條第二項の規定による許可
ロ 仮滞在許可者 法第六十一條の二の二第一項又は第六十一
條の二の五第一項の規定による許可

○ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（特別永住者証明書の交付に係る市町村の事務）

第一条 市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。以下同じ。）の長は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「法」という。）第七条第二項の規定により特別永住者証明書を交付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を電磁的方式により記録するものとする。

（住居地届出日の特別永住者証明書への記載等）

第四条 市町村の長は、法第十条第三項の規定により特別永住者証明書に住居地又は新住居地の記載をする場合には、併せて、当該特別永住者証明書を提出してした届出の年月日を記載し、及び電磁的方式により記録するものとする。

（特別永住者証明書の交付に係る手数料の額）

第七条 法第十四条第五項の規定により納付しなければならない特別永住者証明書の交付についての手数料の額は、千九百円とする。

（特定特別永住者証明書の交付等）

第八条 法第十六条の二第四項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第十六条の二第一項又は第二項の規定による申請の日において法第八条第三項の法務省令で定める年齢に満たない特別永住者（特定特別永住者証明書及び個人番号カード（行政手続に

（特別永住者証明書の交付に係る市町村の事務）

第一条 市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。以下同じ。）の長は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「法」という。）第七条第二項の規定により特別永住者証明書を交付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。

（住居地届出日の特別永住者証明書への記載）

第四条 市町村の長は、法第十条第三項の規定により特別永住者証明書に住居地又は新住居地の記載をする場合には、併せて、当該特別永住者証明書を提出してした届出の年月日を記載するものとする。

（手数料の額）

第七条 法第十四条第五項の規定により納付しなければならない特別永住者証明書の交付についての手数料の額は、千六百円とする。

（新設）

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)

(第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。
)の交付を受けたことがない者に限る。)

二 法第十六条の二第二項(法第十三条第一項の規定による申請
に係る部分に限る。)の規定による申請をした者(法第十三条
第一項に規定する期間内に同項の規定による申請をした者に限
る。)

三 前二号に掲げる者のほか、特定特別永住者証明書の交付を速
やかに受ける必要がある者として法務省令で定めるもの

2| 出入国在留管理庁長官は、法第十六条の二第五項の規定により
特定特別永住者証明書を作成する場合には、当該特定特別永住者
証明書について、番号利用法第十八条の五の規定に定める手続に
より個人番号カードとしての機能を付加するための措置を受ける
ものとする。

3| 第一条及び第二条の規定は、法第十六条の二第七項の規定によ
る特定特別永住者証明書の交付について準用する。

4| 法第十六条の二第九項の規定による特定特別永住者証明書の送
付は、同条第四項の規定による申出をした者が確実に受領するこ
とができるものとして法務省令で定める方法により行うものとし
る。

(特定特別永住者証明書の交付に係る手数料の額)

第九条 法第十六条の二第十六項の規定により納付しなければなら
ない手数料の額は、千九百円(同条第九項の規定により特定特別
永住者証明書の交付を受ける場合にあつては、二千六百円)とす
る。

2| 法第十六条の二第十六項の政令で定める場合は、次に掲げる場
合とする。

一 特定特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、法第十
六条の二第二項(法第十一条第一項の規定による届出又は法第十
二条第一項の規定による申請に係る部分に限る。)若しくは

(新設)

第二項（法第十条第五項の規定により同条第二項の規定による届出とみなされる同条第五項の届出に係る部分に限る。）の規定による申請又は当該申請に併せてされた法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項、第七項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

二 特定特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、天災その他自己の責めに帰することができない事由により当該特定特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、若しくは法第八条第五項の規定による記録が毀損した場合又は当該特定特別永住者証明書の所持を失った場合において、法第十六条の二第一項（法第十三条第一項又は第十四条第一項前段若しくは第三項の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請又は当該申請に併せてされた法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

三 特定特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者であつて、法第十六条の二第一項（法第十一条第一項の規定による届出又は法第十二条第一項の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請を行ったものが、法第十六条の二第十項の規定により特定特別永住者証明書を交付されず、当該申請に係る法第十一条第一項の規定による届出又は第十二条第一項の規定による申請に係る特別永住者証明書の交付を受けた場合において、法第十六条の二第一項（法第十四条第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請（当該特別永住者証明書の交付の日において行うものに限る。）又は当該申請に併せてされた法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

四 特定特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者であつて、出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（法第二十三条第二項において準用する出入国管理及び難民認定法第二十六条の二第一項の規定によ

り再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。)が、出国し、当該特定特別永住者証明書について、番号利用法第十八条の五第九項の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十項の規定により個人番号カードの効力が失われた場合(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号。次号において「番号利用法施行令」という。)第十四条第一号に該当する場合に限る。)において、当該特別永住者が、再入国の許可の有効期間内に再入国をした後に、法第十六条の二第二項(法第十四条第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。)の規定による申請又は当該申請に併せてされた法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

五 特定特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、当該特定特別永住者証明書について、番号利用法第十八条の五第九項の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十項の規定により個人番号カードの効力が失われた場合(番号利用法施行令第十四条第五号又は第六号に該当する場合に限る。)において、法第十六条の二第一項(法第十四条第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。)の規定による申請又は当該申請に併せてされた法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

六 特定特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、当該特定特別永住者証明書に法第八条第一項各号に掲げる事項を記載すべき余白がなくなった場合において、法第十六条の二第一項(法第十三条第一項又は第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請に係る部分に限る。)の規定による申請又は当該申請に併せてされた法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

(事務の区分)

第十条 第一条及び第二条第一項（これらの規定を第八条第三項において準用する場合を含む。）並びに第四条から第六条までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

(特定特別永住者証明書の交付に係る手数料に係る特例)

第三条 法第十六条の二第十六項の政令で定める場合は、当分の間

、第九条第二項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 特別永住者（住民基本台帳に記録されている者に限る。）が、法第七条第二項の規定により特別永住者証明書の交付を受けた場合において、法第十六条の二第一項（法第十四条第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請（当該特別永住者証明書の交付の日において行うものに限る。）又は当該申請に併せてされた法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

二 特別永住者（住民基本台帳に記録されていない者に限る。）が、法第七条第二項又は第三項の規定により特別永住者証明書の交付を受けた場合において、法第十六条の二第二項（法第十条第四項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる同条第四項の届出に係る部分に限る。）の規定による申請（当該特別永住者証明書の交付の日において行うものに限る。）又は当該申請に併せてされた同条第四項の規定による申出に基づき同条第七項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

三 法第十六条の二第三項の規定による申請に基づき同条第八項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

(事務の区分)

第八条 第一条、第二条及び第四条から第六条までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(新設)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（第三条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

目次

第一章・第二章（略）
 第三章 個人番号カード（第十三条―第十八条の三）
 第四章 特定個人情報の提供
 第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十八条の四―第二十条）
 五条）
 第二節（略）
 第五章―第八章（略）
 附則

第三章 個人番号カード

（個人番号カードの利用）
 第十八条（略）

目次

第一章・第二章（略）
 第三章 個人番号カード（第十三条―第十八条）
 第四章 特定個人情報の提供
 第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十八条の二―第二十条）
 五条）
 第二節（略）
 第五章―第八章（略）
 附則

第三章 個人番号カード

（個人番号カードの利用）

第十八条 法第十八条第二号に掲げる者が、同条の規定により個人番号カードを利用するときは、あらかじめ、当該個人番号カードの交付を受けている者にその利用の目的を明示し、その同意を得なければならない。

2 法第十八条第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国民の利便性の向上に資するものとして内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を処理する行政機関、独立行政法人等又は機構

二 地方公共団体に対し申請、届出その他の手続を行い、又は地方公共団体から便益の提供を受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務（法第十八条第一号に定める事務を除く。）を処理する地方公共団体の機関

三 地方独立行政法人に対し申請、届出その他の手続を行い、又は地方独立行政法人から便益の提供を受ける者の利便性の向上

(法第十八条の五第四項の個人を識別するための事項であつて政令で定めるもの等)

第十八条の二 法第十八条の五第四項の個人を識別するための事項であつて政令で定めるものは、個人識別事項とする。

2 法第十八条の五第五項の個人を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めるものは、同条第一項に規定する特定在留カード等の交付を受けようとする者に係る住民票に記載されている個人識別事項が記載された書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるものとする。

(特定在留カード等の交付を受ける場合における個人番号カードの返納)

第十八条の三 個人番号カードの交付を受けている者は、法第十八条の五第八項の規定により個人番号カードを返納する場合には、その旨その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該個人番号カードを、直接に又は出入国在留管理庁長官を経由して、住所地市町村長に返納しなければならない。ただし、当該個人番号カードを出入国在留管理庁長官を経由して返納するときは、当該書面を添えることを要しない。

2 第三条第六項の規定は、前項の規定による個人番号カードの返納について準用する。

に資するものとして条例で定める事務を処理する地方独立行政法人

四 国民の利便性の向上に資するものとして内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を処理する民間事業者(当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして内閣総理大臣及び総務大臣が定める基準に適合する者に限る。)

(新設)

(新設)

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等

(資産等の状況についての報告を求めるために個人番号の提供を
することができる場合)

第十八条の四 (略)

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第四十三条 (略)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の
十九第一項に規定する指定都市(次条において単に「指定都市」
という。)について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄
に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲
げる字句とする。

第十七条第一項	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(略)
				市町村の長から	区長又は市町村の長 から
市町村長は	市町 村が	市長は	市長は	市が	その者が記録されて いる住民基本台帳を 作成した区長(以下
直接に又は機構若し くは同条第四項					

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等

(資産等の状況についての報告を求めるために個人番号の提供を
することができる場合)

第十八条の二 (略)

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第四十三条 法第四十三条第一項の政令で定める法の規定は、法第
七条第一項及び第三項、第八条第三項、第二十一条の二第二項及
び第三項並びに附則第三条第三項とする。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の
十九第一項に規定する指定都市(次条において単に「指定都市」
という。)について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄
に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲
げる字句とする。

第十七条第一項	第十六条の二第七 項	備える市町村の長	市町村の長に	(略)	(略)
				市町村の長から	区長又は市町村の長 から
市町村長は	市町 村が	市長は	市長は	市が	その者が記録されて いる住民基本台帳を 作成した区長(以下
直接に又は機構若し くは同条第四項					

第十八条の五第八項	直接に 住所都市町村長	住所地区長 住所地区長	この条において「住所地区長」という。 （若しくはその者（国外転出者である者に限る。）が記録されている戸籍の附票を作成した区長（以下この条において「附票管理区長」という。）又は機構若しくは前条第四項住所地区長又は附票管理区長
第十八条の五第七項及び第六項	住所都市町村長を 住所都市町村長を	住所地区長を 住所地区長	この条において「住所地区長」という。 （若しくはその者（国外転出者である者に限る。）が記録されている戸籍の附票を作成した区長（以下この条において「附票管理区長」という。）又は機構若しくは前条第四項住所地区長又は附票管理区長
第十八条の五第三項	備える市町村の長 住所都市町村長	作成した区長 住所地区長	この条において「住所地区長」という。 （若しくはその者（国外転出者である者に限る。）が記録されている戸籍の附票を作成した区長（以下この条において「附票管理区長」という。）又は機構若しくは前条第四項住所地区長又は附票管理区長
第十八条の五第四項	住所都市町村長	住所地区長	この条において「住所地区長」という。 （若しくはその者（国外転出者である者に限る。）が記録されている戸籍の附票を作成した区長（以下この条において「附票管理区長」という。）又は機構若しくは前条第四項住所地区長又は附票管理区長

第十八条の二第十項	（略） を備える市町村の長	（略） 以下この項において同じ。）を備える市の市長を経由して当該住民基本台帳を作成した区長	この条において「住所地区長」という。 （若しくはその者（国外転出者である者に限る。）が記録されている戸籍の附票を作成した区長（以下この条において「附票管理区長」という。）又は機構若しくは前条第四項住所地区長又は附票管理区長
	（略） を備える市町村の長	（略） 以下この項において同じ。）を備える市の市長を経由して当該住民基本台帳を作成した区長	この条において「住所地区長」という。 （若しくはその者（国外転出者である者に限る。）が記録されている戸籍の附票を作成した区長（以下この条において「附票管理区長」という。）又は機構若しくは前条第四項住所地区長又は附票管理区長

第十八条の六第三項第二号	住所都市町村長が	住所地区長が
附則第三条第一項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)
第四十四条 (略)

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第十六条第二項	(略)	(略)	(略)
第十八条の三第一項	直接に	住所地区長	
第二十七条の二第三項	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附則第三条第一項	市町村長	区長
(略)	市町村の備える	区長が作成した
(略)	(略)	(略)

(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)
第四十四条 指定都市においては、第二条、第五条、第七条、第二十七条の二第一項、第二項及び第四項、同条第五項において読み替えて準用する第二十七条第三項、第二十七条の三第一項及び第三項並びに附則第二条第二項の規定中市長に関する規定は、市の区長及び総合区長に適用する。

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第十六条第二項	住所都市町村長	住所都市長
(新設)	(新設)	(新設)
第二十七条の二第三項	市町村長	区長
(略)	事項を	事項を、当該区の属する市の市長を経由して
(略)	(略)	(略)

○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）（第四条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の記載事項）</p> <p>第一条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「法」という。）第三条第二項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請書には、法第三条第二項に規定する事項のほか、申請の年月日を記載しなければならない。</p> <p>（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた住所地市町村長以外の市町村長及び出入国在留管理庁長官による本人確認の措置）</p> <p>第一条の二 法第三条第十項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の政令で定める措置は、同条第十項及び法第三条の三第二項において準用する法第三条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第三条第十項及び第三条の三第二項において準用する法第三条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。</p> <p>（個人番号カード用署名用電子証明書の発行記録の保存期間）</p> <p>第二条 法第八条の政令で定める期間は、同条の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が記録した個人番号カード用署名用電子証明書の発行記録（同条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行記録をいう。以下この条において同じ。）に係る法第三条第六項（同条第十項及び法第三条の</p>	<p>（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の記載事項）</p> <p>第一条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「法」という。）第三条第二項（同条第十項及び法第三条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請書には、法第三条第二項に規定する事項のほか、申請の年月日を記載しなければならない。</p> <p>（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた住所地市町村長以外の市町村長による本人確認の措置）</p> <p>第一条の二 法第三条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置は、同条第十項において準用する同条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第三条第十項において準用する同条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。</p> <p>（個人番号カード用署名用電子証明書の発行記録の保存期間）</p> <p>第二条 法第八条の政令で定める期間は、同条の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が記録した個人番号カード用署名用電子証明書の発行記録（同条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行記録をいう。以下この条において同じ。）に係る法第三条第六項（同条第十項において準用す</p>

三第二項において準用する場合を含む。)又は法第三条の二第二項において準用する法第三条第六項(法第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により発行される個人番号カード用署名用電子証明書(法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。第七条の二第一項及び第二十三条の二第一項において同じ。)の発行の日から、当該個人番号カード用署名用電子証明書発行記録に係る個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間(法第五条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。)の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請への準用)

第二条の二 第一条の規定は、法第九条第二項において法第三条第二項(同条第十項及び法第三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定を準用する場合について準用する。

2 第一条の二の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第十項及び法第三条の三第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の政令で定める措置について準用する。

3 (略)

4 (略)

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があった旨の届出への準用)

第二条の三 第一条の規定は、法第十条第二項において法第三条第二項(同条第十項及び法第三条の三第二項において準用する場合

る場合を含む。)又は法第三条の二第二項において準用する法第三条第六項(法第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により発行される個人番号カード用署名用電子証明書(法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。第七条の二第一項及び第二十三条の二第一項において同じ。)の発行の日から、当該個人番号カード用署名用電子証明書発行記録に係る個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間(法第五条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。)の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請への準用)

第二条の二 第一条の規定は、法第九条第二項において法第三条第二項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定を準用する場合について準用する。

2 第一条の二の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置について準用する。

3 第一条の規定は、法第九条第三項において法第三条の二第二項において準用する法第三条第二項(法第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定を準用する場合について準用する。

4 第一条の二の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第四項及び第六項において準用する同条第二項において準用する法第三条第三項の政令で定める措置について準用する。

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があった旨の届出への準用)

第二条の三 第一条の規定は、法第十条第二項において法第三条第二項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定を読み

を含む。)の規定を読み替えて準用する場合について準用する。
この場合において、第一条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請の年月日」とあるのは「届出の年月日」と読み替えるものとする。

2 第一条の二の規定は、法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第十項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の政令で定める措置について準用する。この場合において、第一条の二中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 (略)

(個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請書の記載事項)

第十七条 法第二十二条第二項(同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する申請書には、法第二十二条第二項に規定する事項のほか、申請の年月日を記載しなければならない。

(個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた住所地市町村長以外の市町村長及び出入国在留管理庁長官による本人確認の措置)

替えて準用する場合について準用する。この場合において、第一条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請の年月日」とあるのは「届出の年月日」と読み替えるものとする。

2 第一条の二の規定は、法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置について準用する。この場合において、第一条の二中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

3 第一条の規定は、法第十条第三項において法第三条の二第二項において準用する法第三条第二項(法第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第一条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請の年月日」とあるのは「届出の年月日」と読み替えるものとする。

4 第一条の二の規定は、法第十条第三項において読み替えて準用する法第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第三条第三項の政令で定める措置について準用する。この場合において、第一条の二中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

(個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請書の記載事項)

第十七条 法第二十二条第二項(同条第十項及び法第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する申請書には、法第二十二条第二項に規定する事項のほか、申請の年月日を記載しなければならない。

(個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた住所地市町村長以外の市町村長による本人確認の措置)

第十七条の二 法第二十条第十項及び第二十一条の三第二項において読み替えて準用する法第二十条第三項の政令で定める措置は、同条第十項及び法第二十条の三第二項において準用する法第二十条第十項及び法第二十条の三第二項において「申請者」という。）が、法第二十条第十項及び第二十一条の三第二項において準用する法第二十条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることとを確認することとする。

（個人番号カード利用者証明用電子証明書発行記録の保存期間

第十八条 法第二十七条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が記録した個人番号カード利用者証明用電子証明書発行記録（同条に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書発行記録をいう。以下この条において同じ。）に係る法第二十条第六項（同条第十項及び法第二十条の三第二項において準用する場合を含む。）又は法第二十条の三第二項において準用する法第二十条第六項（法第二十条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により発行される法第二十条第一項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の日から、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行記録に係る個人番号カード利用者証明用電子証明書の有効期間（法第二十四条に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。）の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

（個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請への準用）

第十八条の二 第十七条の規定は、法第二十八条第二項において法第二十条第二項（同条第十項及び法第二十条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。

第十七条の二 法第二十条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置は、同条第十項において準用する同条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第二十条第十項において準用する同条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

（個人番号カード利用者証明用電子証明書発行記録の保存期間

第十八条 法第二十七条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が記録した個人番号カード利用者証明用電子証明書発行記録（同条に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書発行記録をいう。以下この条において同じ。）に係る法第二十条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は法第二十条の三第二項において準用する法第二十条第六項（法第二十条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により発行される法第二十条第一項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の日から、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行記録に係る個人番号カード利用者証明用電子証明書の有効期間（法第二十四条に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。）の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

（個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請への準用）

第十八条の二 第十七条の規定は、法第二十八条第二項において法第二十条第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。

2 第十七条の二の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二條第十項及び第二十二條の三第二項において読み替えて準用する法第二十二條第三項の政令で定める措置について準用する。

3 (略)

4 (略)

(個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があつた旨の届出への準用)

第十八條の三 第十七条の規定は、法第二十九條第二項において法第二十二條第二項(同條第十項及び法第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。)の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第十七条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請の年月日」とあるのは「届出の年月日」と読み替えるものとする。

2 第十七条の二の規定は、法第二十九條第二項において読み替えて準用する法第二十二條第十項及び第二十二條の三第二項において読み替えて準用する法第二十二條第三項の政令で定める措置について準用する。この場合において、第十七条の二中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

3 (略)

2 第十七条の二の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二條第十項において読み替えて準用する同條第三項の政令で定める措置について準用する。

3 第十七条の規定は、法第二十八條第三項において法第二十二條の二第二項において準用する法第二十二條第二項(法第二十二條の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定を準用する場合について準用する。

4 第十七条の二の規定は、法第二十八條第三項において準用する法第二十二條の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同條第二項において準用する法第二十二條第三項の政令で定める措置について準用する。

(個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があつた旨の届出への準用)

第十八條の三 第十七条の規定は、法第二十九條第二項において法第二十二條第二項(同條第十項において準用する場合を含む。)の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第十七条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請の年月日」とあるのは「届出の年月日」と読み替えるものとする。

2 第十七条の二の規定は、法第二十九條第二項において読み替えて準用する法第二十二條第十項において読み替えて準用する同條第三項の政令で定める措置について準用する。この場合において、第十七条の二中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

3 第十七条の規定は、法第二十九條第三項において法第二十二條の二第二項において準用する法第二十二條第二項(法第二十二條の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第十七条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請の年月日」とあるのは「届出の年月日」と読み替えるものとする。

(外国人住民の通称に関する法の規定の特例)
第三十四条 (略)

<p>第三条第二項並びに同条第十項及び第三条の三第二項において準用する第三条第二項（これらの規定を第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>、第二号</p>	<p>に掲げる事項及び通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。）並びに同法第七条第二号</p>
<p>第七条第一項第三号、第十二条第一号、第十六条の二第二項（第十六条の八第二項及び第十六条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の六第一項第三号、第二十二條第二項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む</p>	<p>、第二号</p>	<p>に掲げる事項及び通称並びに同条第二号</p>

4 第十七条の二の規定は、法第二十九条第三項において読み替えて準用する法第二十二條の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第二十二條第三項の政令で定める措置について準用する。この場合において、第十七条の二中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

(外国人住民の通称に関する法の規定の特例)
第三十四条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三

十條の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十條の十六第一項に規定する通称が記載されている場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三条第二項及び同条第十項において準用する同条第二項（これらの規定を第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>、第二号</p>	<p>に掲げる事項及び通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。）並びに同法第七条第二号</p>
<p>第七条第一項第三号、第十二条第一号、第十六条の二第二項（第十六条の八第二項及び第十六条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の六第一項第三号、第二十二條第二項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む</p>	<p>、第二号</p>	<p>に掲げる事項及び通称並びに同条第二号</p>

。)、第二十二條第十項及び第二十二條の三第二項において準用する第二十二條第二項(第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。)、並びに第三十五條の二第二項(第三十五條の八第二項及び第三十五條の九第二項において準用する場合を含む。)

。)、第二十二條第十項において準用する同條第二項(第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。)、及び第三十五條の二第二項(第三十五條の八第二項及び第三十五條の九第二項において準用する場合を含む。)

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>政令</p> <p>(略)</p> <p>出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）</p>	<p>事務</p> <p>(略)</p> <p>第三条並びに第三条の二第三項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>(略)</p> <p>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）</p>	<p>(略)</p> <p>第一条及び第二条第一項（これらの規定を第八条第三項において準用する場合を含む。）並びに第四条から第六条までの規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>(略)</p> <p>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）</p>	<p>(略)</p> <p>第一条、第二条及び第四条から第六条までの規定により市町村が処理することとされている事務</p>